

鳥取県高校生通学費助成制度の概要（案）

事項	内容		
1 目的	遠隔地通学をしている高校生への通学費助成制度 県内の市町村に住所を有し県内の高等学校等へ通学する者に助成する市町村に対して支援することにより、通学費用を理由に、子どもたちが高等学校での希望する学びをあきらめることがないように支援することを目的とする。なお、事業の実施により、中山間地における定住の維持及び移住の促進、並びに公共交通期間の維持に資することが期待できる。（対象：個人）		
2 助成要件	公共交通機関（※1）の通学定期券を購入して居住する圏域（東部・中部・西部）内の高等学校等（※2）に通学する生徒（※3）の保護者（※4）（※5） ※1 鉄道（JR、若桜鉄道、智頭急行）、路線バス ※2 高等学校等…高等学校（全日制、定時制）、高等専門学校（3年次まで）、特別支援学校高等部、専修学校高等課程。公立・私立は問わない。 ※3 高等学校等を既に卒業した生徒や3年（定時制は4年）を超えて在学している生徒は対象外とする。 ※4 市町村が認める場合は、居住する圏域外の高等学校等（県内に限る）に通学する者も助成対象に含める。 ※5 他の法令等により通学交通費の全額補助を受ける者は助成対象に含めない。		
3 助成額	月額実費負担額に対し7,000円を超えた額を助成（補助割合：県1/2、（市）町村1/2） ※ 県立高等学校授業料減免制度の基準（1年間の通学定期代85,000円以上）に準拠 ※ 実際に保護者が負担した定期券購入額（特急料金を除く）をもとに助成額を算定 ※ 最終学年の3月など、通学実態が無い月分については支給しない		
4 期間 申請	原則として2月の1か月間とするが、事業実施市町村が独自に設定することができる		
5 支払時期 申請及び	(1)助成対象者は助成金申請書に購入済定期券及び学生証の写しを添付して、申請期間内に市町村へ提出。 (2)市町村は複写で本人控。 (3)市町村は実績確認を行い、申請受理後60日以内に申請者の指定口座へ支払いを行う。		
6 の流れ 事務処理	申請者	市町村	県
	5月	補助金交付申請	→
	6月		← 補助金交付決定
	2月	← 助成金申請様式配布	
		助成金申請書提出 →	審査・調査
	3月	← 助成金支払	
	4月		補助金実績報告 →
	5月		← 額の確定・精算払
	※上記を基本とするが、助成金申請時期及び回数について市町村が定めることができる		
7 その他	新たに課題等が生じた場合は検討のうえ必要に応じて見直しを行う		